

～あなたの大切な人と財産を守るために～

# 自筆証書遺言書保管制度 相続登記の申請義務化

に関する説明会

- 自筆証書遺言書保管制度
  - ・ 法務局に預けるメリットは？
  - ・ 制度の内容や利用方法は？
- 相続登記の申請義務化  
(令和6年4月1日スタート)
  - ・ いつまでに登記すればいいの？
  - ・ 登記をしないと、どうなるの？



遺言書係かんがルー

**参加無料**  
・  
**事前予約**

## 日程

令和6年8月30日(金) 15:00～16:00  
9月4日(水) 10:00～11:00  
9月30日(月) 15:00～16:00

## 会場

静岡地方法務局(供託課)・沼津支局  
富士支局・下田支局・浜松支局  
掛川支局・藤枝支局・袋井支局  
(ウェブ会議システムで各支局に中継します)

**参加申込みは、お電話にて承ります。**

(席数には限りがございますので、お電話にてご確認ください。)

(9月30日はWEB参加も可能です。「WEB参加に当たっての留意事項」を御確認の上、静岡地方法務局(供託課)あて御連絡ください。)

静岡地方法務局	TEL054-254-3555	(静岡市葵区追手町9-50静岡地方合同庁舎)
沼津支局	TEL055-923-1201	(沼津市杉崎町6-20)
富士支局	TEL0545-53-1200	(富士市中央町二丁目7-7富士法務総合庁舎)
下田支局	TEL0558-22-0534	(下田市西本郷2-5-33下田地方合同庁舎)
浜松支局	TEL053-454-1396	(浜松市中央区中央1-12-4浜松合同庁舎)
掛川支局	TEL0537-22-5538	(掛川市亀の甲2-16-2掛川法務総合庁舎)
藤枝支局	TEL054-641-1158	(藤枝市青木一丁目4-1)
袋井支局	TEL0538-42-3545	(袋井市袋井366)

## 【WEB参加に当たっての留意事項】

1. 会議には「Webex」(Cisco Systems,Inc が提供するウェブ会議サービス)を使用します。スマートフォン又はタブレットから参加する場合は、あらかじめ「Webex」(無料版)アプリをインストールしてください。パソコンからの参加であればアプリは不要です。

※「Webex」の操作方法やシステム要件については、Cisco Systems,Inc のサイト (<https://www.webex.com/ja/index.html> ※外部サイトです。)をご確認ください。

※「Webex」の利用により生じた損害等について、当局は責任を負いません。

※**ミーティング番号及びパスワードは、参加予約受付時にお伝えします。**

2. **WEB参加にかかる通信料は、御自身の負担となります**(Wi-fi 環境での参加を推奨します。)

3. 参加者数多数の場合は入場できないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

4. 個別の疎通確認は行いません。WEB参加に当たっては、**マイクとカメラは必ずオフにしてください。**

5. 時間の都合上、**WEB参加者からの御質問の時間を設けることができません**ので御了承ください。**御質問のある方は、説明会終了後、お電話にて**お願いします。

6. 「自筆証書遺言書保管制度」についてはパンフレットを使用します。パンフレットは以下のリンク先に掲載していますので、御確認ください(説明会時には画面にも映します。)

・[「パンフレット『自筆証書遺言書保管制度のご案内』」](#)

(その他参考資料)

・[「遺言書保管申請ガイドブック」](#)

・[「遺言書の用紙例」](#)

7. 「相続登記の申請義務化」については、法務省のホームページに[特設ページ](#)が開設されていますので、制度等の詳細についてはそちらを御参照ください。